

不定期刊行物

翔 べ、優 駿

(第47号) 平成26年8月12日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL: (0856)22-2073 FAX: (0856)24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

残暑お見舞い申し上げます。

今年は台風のお陰？で、暑さが幾分和らいでいるようですが、皆様、如何お過ごしでしょうか。台風で開会が遅れた甲子園では、高校球児達が連日、熱戦を繰り広げていますが、我家の二男駿は島根県大会2回戦で敗れて、甲子園球児達より一足早く部活を終え、家でゴロゴロしています。

当事務所の創立25周年記念事業としてハーフマラソン完走を掲げ、昨年1月から少しずつジョギングの距離を延ばしてきましたが、本年1月12日(日)、兵庫県西宮市で行われた武庫川新春ロードレースを2時間2分37秒で完走し、記念事業は無事達成されました。但し、膝が痛くなり、1カ月以上、病院通いをする羽目になってしまいました。そして、これに気を良くして、5月11日(日)、福島県会津若松市で開催された会津東山温泉新緑マラソンに出場し、フルマラソンを完走しました。尤もレース中に脱水症となり、歩くよりも遅いスピードで5時間50分40秒もかかってゴールしました。

なお、創立20周年事業の線路沿いの旅は、先月の時点で、鳥取駅の手前の鳥取大学前駅まで行っています。

今年も、まだまだ暑さが続きますが、皆様のご自愛ご健勝をお祈り申し上げます。

権利証が無い時の登記について

台風11号が日本列島を横断した8月9日（土）、10日（日）に私は台風を迎えに行くように四国の高松へ行ってきました。行きは瀬戸大橋の強い横風で恐怖を感じ、帰りは高速道路や瀬戸大橋の通行止めで、しまなみ海道を遠回りして帰りましたが、観光ではなく権利証を無くした人の本人確認に行ったためです。

不動産の所有権移転や抵当権設定などの登記の際には、売主や所有者の権利証（登記識別情報）が必要となりますが、権利証を無くしたりして持っていないことがあります。その場合、登記を実行して貰うには二つの方法があります。一つは事前通知と言って、登記申請後に法務局から登記申請があったという通知が本人限定郵便によって売主や設定者に郵送され、これに署名し、実印を押印して法務局に返却して、登記を実行する方法です。しかし、この方法では登記と引き替えに代金を支払う不動産売買取引では、お金を払ったにも関わらず、売主が通知を法務局に返却しないと代金を払ったのに登記されないという恐れがあり、また登記と同日に資金を融資するという銀行取引では、融資は実行したのに借り主が通知を法務局に返還しないと抵当権の登記がされないという恐れがありますので、余程、信頼関係がある場合でなければ利用されません。

そこで、もう一つの方法として司法書士などの資格者である登記申請代理人が、売主や借り主などの所有者に面会し、本人を確認して、その報告書である本人確認情報を法務局に提出することによって、登記を実行する方法があります。これにより不動産売買取引日や融資実行日に確実に登記が実行されますので、取引の安全を確保することができます。

今回は四国の高松でしたが、東京へ行ったことも2回程あります。本人確認自体は30分もあれば完了しますので、旅行好きの私には良い制度です。旅費さえ出していただければ、何所へでも行くつもりです。

夏期休業のお知らせ

当事務所では、下記のとおり、夏期休業を実施いたします。なお、休業中も事務所の電話は私の携帯電話へ転送されていますので、お急ぎの方に限り、事務所（２２－２０７３）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありません。

夏期休業 ８月１３日（水）～８月１７日（日）